

当初 平成 4 年 5 月 29 日 田辺町告示第 78 号
 平成 5 年 6 月 25 日 田辺町告示第 94 号
 平成 8 年 5 月 24 日 田辺町告示第 49 号
 平成 12 年 6 月 9 日 京田辺市告示第 133 号
 平成 14 年 8 月 16 日 京田辺市告示第 175 号

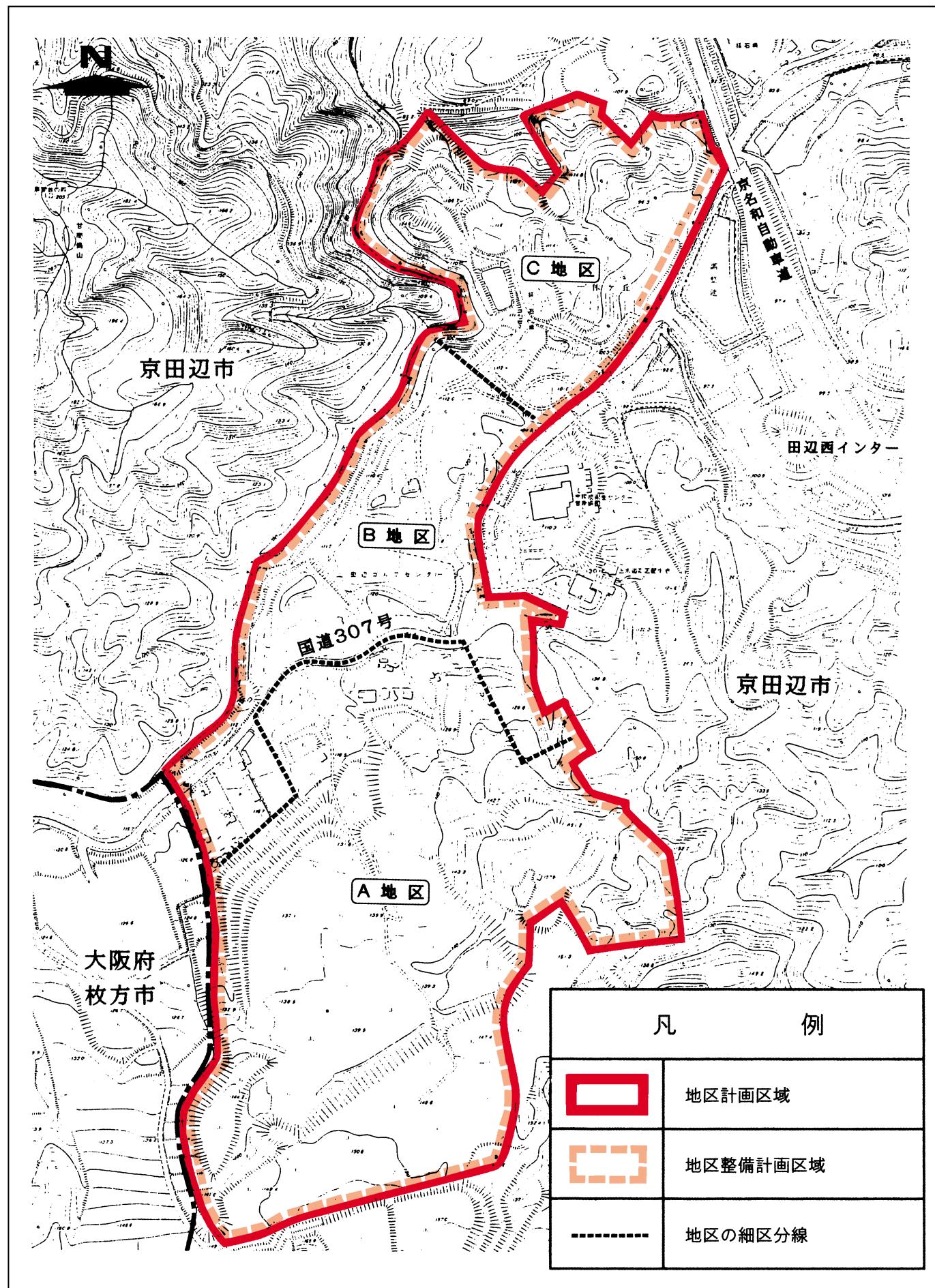
田辺西工業地区地区計画

名 称	田辺西工業地区地区計画					
位 置	京田辺市甘南備台一丁目、甘南備台二丁目及び甘南備台三丁目の全部					
面 積	約 42.8 ha					
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、市の西部にあり、大阪府と府境に位置し、京奈和自動車道田辺西インターに近接している。</p> <p>本地区計画は、工業、流通業その他産業地区の適切かつ合理的な土地利用を図るとともに、良好な都市環境を形成し、保持することを目標とする。</p>				
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>土地利用の方針としては、工業系及び流通系を主体とし、地域振興と地域整備が一体となるような優良企業による活力ある産業施設の配置を図る。</p> <p>地区施設の整備の方針としては、工業、流通業その他産業施設と周辺の自然との調和を図るため、緩衝機能を備えた緑地等を配置する。</p> <p>建築物等の整備の方針としては、優良な市街地環境を保持すること及び美観上の配慮により、建築物の用途の制限、敷地面積の最低制限、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。</p>				
建築物等に 関する 事項	地区の区分	地区の名称	A地区 (工業専用地域)	B地区 (工業専用地域)	C地区 (工業地域)	
		地区の面積	約 23.3 ha	約 10.3 ha	約 8.9 ha	
建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二(わ)項に掲げる建築物</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 保育所、公衆浴場、診療所その他これらに類するもの</p> <p>(4) 自動車教習所、畜舎</p> <p>(5) 店舗</p> <p>(6) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(7) 危険物の貯蔵又は処理施設</p> <p>ただし、敷地内建築物の供給処理に伴うガス、石油類の貯</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二(わ)項に掲げる建築物</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 保育所、公衆浴場、診療所その他これらに類するもの</p> <p>(4) 自動車教習所、畜舎</p> <p>(5) 店舗</p> <p>(6) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(7) 危険物の貯蔵又は処理施設</p> <p>ただし、敷地内建築物の供給処理に伴うガス、石油類の貯</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法別表第二(を)項に掲げる建築物</p> <p>(2) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 住宅又は共同住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(4) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(6) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(7) 保育所、公衆浴場、</p>	

		蔵施設は除く。	蔵施設は除く。	診療所その他これらに類するもの (8) 自動車教習所、畜舎 (9) カラオケボックスその他これに類するもの (10) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
		200, 000 m ²	2, 000 m ²	20, 000 m ²
建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	ただし、本地区計画の都市計画決定時において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの、又は現に在する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しなくなる土地については、その全部を一の敷地として使用する場合は当該規定は適用しない。		
	壁面の位置の制限	道路境界線からの距離	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は高さ 2.0m以下の門若しくは扉の面から道路境界線（都市計画道路新国道線の境界線を含む。）までの距離は 3.0m以上でなければならない。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	隣地境界線からの距離	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は 1.0m以上でなければならない。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	色彩又は装飾	建築物等は、刺激的な色彩又は装飾を用いないこと。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	設置することのできる屋外広告物	<p>敷地内に設置することが出来る広告物は、京都府屋外広告物条例施行規則第 7 条に定める基準に該当し、かつ、次の条件の各号をすべて満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自己の事業に関するもの (2) 美観風致を害さないもの。 (3) 1 事業所当たり 3 箇所以内とすること。 (4) (3)のうち建築物の壁面より突出する広告物は、壁面の位置の制限のうち、道路境界線からの距離以上離すこと。 	
	かき又はさくの構造の制限		<ul style="list-style-type: none"> (1) 墙を設ける場合には、道路境界線（都市計画道路新国道線の境界線を含む。）との距離を、3.0m以上とする。 (2) 墙の高さは地上高 2.0m以下とする。 (3) 道路境界線（都市計画道路新国道線の境界線を含む。）及び敷地境界線沿いに設ける墙の材料は、地上部高 60 cm以上について見通しのきく構造（金網柵等）とする。 (4) 道路（都市計画道路新国道線を含む。）に面する部分については、幅 3.0m以上で道路地盤高と同一とし、植栽を施すものとする。 	

「区域、地区整備計画の区域及び地区的区分は位置図表示のとおり」

位置図



【注意】本図は地区整備計画区域の概略を示したもので詳細は「建設部 計画交通課」にお問い合わせ下さい。